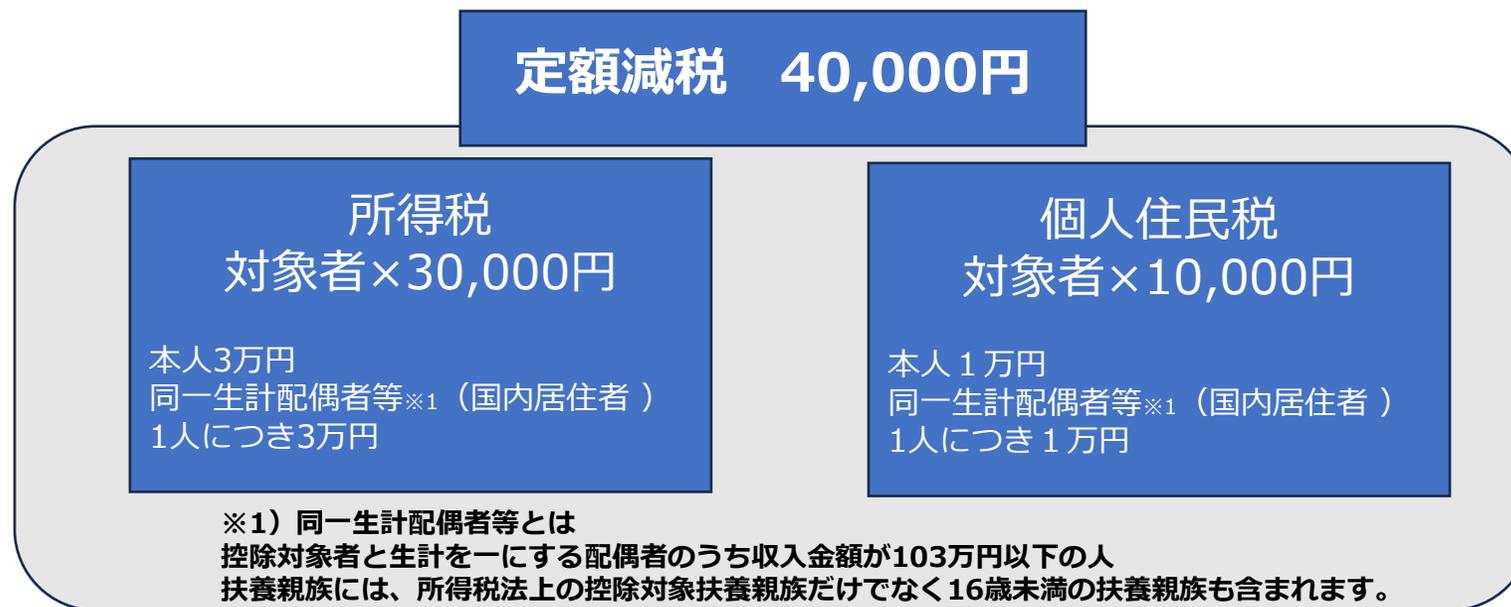


定額減税のお知らせ

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度分の個人市県民税と令和6年分所得税について、定額減税が実施されることになりました



対象者

- ◆ 給与収入のみの方の場合は、給与収入2,000万円以下の納税者で甲欄（主に桜十字から給与の支払いを受けている）の人
- ◆ 令和6年6月1日現在に1年以上引き続き日本に居住している在籍者

実施方法

- ◆ 6/10支給給与を計算する際に定額減税の対象者と1年分の減税額である『月次減税額』を定めます。ここで決定した月次減税額は家族の状況が変化しても変更せず、金額の変更が生じた場合は最終的な所得税の定額減税額を確定させる年末調整で減税します。家族状況に変更がある場合は扶養控除申告書等（異動）申告書を6/3（月）までにご提出ください。
- ◆ 個人住民税は6月分（7/10給与支給分）は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて徴収します。
- ◆ 控除しきれない分は課税される市区町村において給付されます。